

## 第 19 回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日時 平成 29 年 10 月 26 日（木）午前 10 時 30 分～午後 0 時 10 分

2 場所 市役所本庁舎 地下 1 階第 11 共通会議室

3 出席者

（1）大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

坂元会長、小野委員、松本委員、角松委員、濱田委員

（2）大阪市職員

谷川市民局長、吉村市民局理事、平澤市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、中島市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、安井市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議題

（1）ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策にかかる調査審議

（2）個別案件の調査審議

5 議事

○森 課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第 19 回大阪市ヘイトスピーチ審査会を開会いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を担当いたします、市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長の森と申します。よろしく願いいたします。着席させていただきます。それではまず、皆様お手元の資料について案内いたします。お手元の資料の 1 枚目に、「第 19 回大阪市ヘイトスピーチ審査会 次第」、2 枚目に「配席図」をお配りしております。さらにその下に、資料一覧と 4 種類の資料をお配りしております。まず、資料 1 としまして、「この間の議論の整理と今回の論点」と題した資料をお配りしております。また、その他として、参照条文、参考資料、「大阪市ヘイトスピーチの対処に関する条例の施行に関する事項について（諮問）」と題した諮問書の写しがございます。不足等ございませんでしょうか。それでは、これより議事に入ってまいりたいと存じます。坂元会長よろしく願い申し上げます。

○坂元会長 はい。わかりました。最初に委員全員のご出席をいただいておりますので、本日の審査会は有効に成立をしていることをお知らせいたします。毎回同じことを申し上げて恐縮ですけれども、この審査会は大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例第 9 条第 6 項に基づき、個別の案件に関する調査審議の手續につきましては非公開となっております。従いまして、本日はお手元の次第のうち、議題（1）の「ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策にかかる調査審議」のみを公開し、議題（2）の「個別案件の調査審議」につきましては非公開となります。従いまして、議題（1）が終了した時点

で、傍聴の方々及び報道機関の方々にはご退室をいただくこととしております。ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。それでは、お手元の次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。まず、議題（１）「ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策にかかる調査審議」でございます。関連する資料は、資料１と参照条文、参考資料及び諮問書の写しです。それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○平澤室長　それでは、資料１に沿いまして「この間の議論の整理と今回の論点」についてご説明をさせていただきます。まず、「この間の議論の整理」の１から３につきましては、この間の議論を再度整理しておりますので簡単にご説明をさせていただきます。４の「今回の論点」につきましてはお時間をいただきまして、ご意見をいただきたいと考えております。まず、「この間の議論の整理」ということで、１の部分、１頁の部分です。こちらは、『インターネットによる不特定多数の者に対する通信』についての憲法及び法律による保護」ということでの整理をこの間の内容で記載しております。１つ目としましては、「憲法による保護」ということで、こちらにつきましては、結論としましては２頁目のウの小括のところでございますが、「憲法上『通信の秘密』又は『個人のプライバシー』及び『匿名による表現の自由』の観点から保護されるが、いずれの観点においても「公共の福祉」による一定の内在的制約を受けることになる」ということで、この間の議論をまとめております。続きまして、「法律による保護」ということですが、１つ目が「電気通信事業法第４条」ということで、こちらにつきましては２頁の下の方の部分でございますが、「電気通信事業法第４条第１項の『通信の秘密』又は同条第２項の『他人の秘密』に該当することになるが、その一方で、これらは憲法上『公共の福祉』として認められる範囲内において他の公益上の必要性（法益）による一定の制約を受けることになる」ということでこの間の議論をまとめております。続きまして、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者の情報の開示に関する法律」いわゆるプロバイダ責任制限法第４条との関係性につきまして、イの部分で整理をしております。それにつきましては、bの部分の１番最後のところになりますが、「プロバイダ責任制限法第４条の規定は、プロバイダ等による発信者の情報の第三者への提供の一類型を定めたものであって、プロバイダ等が電気通信事業法の規定に違反しない範囲で情報流通による被害者以外の者に発信者の情報を提供することまでを禁止する趣旨のものではないと考えられる」ということで、この間の議論をまとめております。結論といたしましては、『インターネットによる不特定の者に対する通信』における発信者の情報については、憲法並びに電気通信事業法及びプロバイダ責任制限法による保護を受けるが、憲法上『公共の福祉』として認められる範囲内において他の公益上の必要性（法益）による一定の制約を受けることになる」ということで、憲法と法律との関係につきましては整理をさせていただいております。続きまして、２のところになります。こちらは、「現行の大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条

例第5条第1項の公表制度の下においてサイト投稿によるヘイトスピーチの表現活動者の氏名等の情報を取得することについて」ということで、まず「本件条例第5条第1項の公表制度の目的」ということでまとめておりますが、こちらのcの部分をご参照いただきたいのですけれども、「ヘイトスピーチが個人の尊厳を害し差別の意識を生じさせるおそれがあることに鑑み、ヘイトスピーチのない社会の実現に向けて、市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑止を図る観点から、表現活動がヘイトスピーチに該当する旨、表現の内容及び当該表現活動者の氏名等を明らかにして広く市民に提供することによって、ヘイトスピーチによる人権侵害についての市民の関心と理解を深めることを目的とする」ということで書かせていただいております。dの部分でございますけれども、「なお、氏名等が公表されることによる表現活動者に対する心理的効果によってヘイトスピーチの抑止につなげるといった効果も期待できるが、」 「条例第5条第1項の規定による氏名等の公表は制裁を目的とするものではなく、公表による抑止効果はヘイトスピーチのない社会の実現に向けた大阪市の認識や表現内容等の情報提供に付随するものにすぎないと考えられる」ということでまとめております。続きまして、(2)でございますけれども、「ヘイトスピーチの表現活動者の氏名等の情報を取得する『公益上の必要性(法益)』について」という部分でございます。こちらですけれども、まずaの部分でございますけれども、「ヘイトスピーチによる人権侵害についての市民の関心と理解を深めることを目的とする本件条例第5条第1項の公表制度には一定の公益性は認められるが、一方で、通信の秘密やプライバシーの保護、匿名による表現の自由については精神的自由権及び幸福追求権として憲法上最大限保障されるべきものであり、その制約については他の人権との衝突・抵触や極めて公益上の必要性の高い政策的目的によるものに限られるべきものである」ことからいたしますと、「本件条例第5条第1項の公表制度の目的とするところをもって、」 「電気通信事業法第4条及びプロバイダ責任制限法第4条の規定による保護を制約するだけの公益上の必要性(法益)があるとはいえないと考えられる」ということでまとめております。bについて結論ですけれども、「よって、サイト投稿によるヘイトスピーチについて、本件条例第5条第1項の規定による公表を行うことを目的として、」 「プロバイダ等による表現活動者の氏名等の情報の大阪市への提供に関する条例の規定を設けることは、情報の提供を義務付けるものはもとより、情報の提供についてのこれらの者の判断に何らかの影響を及ぼすものである限り、」 「電気通信事業法第4条及びプロバイダ責任制限法第4条の規定に違反することになる」という形でまとめを出しております。続きまして、3の部分でございます。「本件条例第5条第1項の公表を目的としないサイト投稿によるヘイトスピーチの表現活動者の氏名等の情報の取得について」ということで、こちらはaの部分に結論そのまま書いておりますけれども、「本件条例第5条第1項の規定による公表を目的として」「表現活動者の氏名等の情報を取得することはできない」と考えられますけれども、「公表制度を前提としない場

合には、本件条例の目的であるヘイトスピーチに関して市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑止を図る観点から、ヘイトスピーチに係る表現活動者の氏名等の情報を取得する方策」ということで、一般論として二つの方策が考えられるという形でまとめております。bの部分ですが、「ヘイトスピーチを違法行為として禁止した上で違反者に対する活動停止命令等の措置命令の制度や当該措置命令に従わない場合の制裁的措置として氏名等の公表制度や罰金等の罰則を設け、当該措置命令や公表、罰則の適用のために必要となる表現活動者の氏名等の情報を取得する」というものが一つの方策としての考えということでございます。ただ、こちらの方策につきましては、「ヘイトスピーチを禁止することが前提となることから、まずはヘイトスピーチを禁止することの是非について人種差別撤廃条約締結に係る我が国の留保の状況やヘイトスピーチ解消法の制定経緯などの国の施策の動向、現在の大阪市におけるヘイトスピーチの実情等を踏まえ、憲法で保障されている表現の自由との関係を十分考慮して慎重に議論し判断されるべきものである」ということです。また、「措置命令や公表、罰則と電気通信事業法やプロバイダ責任制限法などの関係法令との関係について禁止する行為の範囲や措置命令、罰則等の内容に即して慎重に検討することが必要であることから、この答申においては踏み込むべきではない」という形でまとめさせていただいております。そして、もう一つの方策として考えられるものでございますが、これは「サイト投稿に係るヘイトスピーチによる被害者が行う権利回復のための行動の支援の措置を条例に盛り込み、その措置の一環として、電気通信事業法第4条及びプロバイダ責任制限法第4条の規定の許容する範囲内で表現活動者の氏名等の情報をプロバイダ等から取得して被害者に提供する」といったことが考えられます。この方策につきましては、「権利侵害を受けたものが、プロバイダ責任制限法等の既存の法的枠組みの中で発信者を特定して自らの権利回復をしようとする際に、プロバイダ等から発信者の情報を取得して発信者を特定し権利救済を得るまでに多大な負担を強いられることになり、結果的に権利回復を断念するといったことに追い込まれる可能性がある」といった実態が指摘されていることから見て相当程度の高い公益上の必要性（法益）が認められる」ということで、その方策につきましてはこの審査会の考え方というのをまとめているということで、この間の議論の整理をさせていただいたものでございます。こちら1から3につきましては、このように事務局でまとめさせていただきましたがご意見ございましたらいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○坂元会長 はい、ありがとうございます。今、事務局の方からこれまでの議論の整理につきまして、1から3までご説明をいただきましたが、1から3までについて何か委員の中でご意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

○角松委員 よろしいでしょうか。4頁の（2）のaのところですけども、3行目から5行目にかけて、憲法上の表現の自由についての制約については他の人権との衝突・抵触や極めて公益上の必要性の高い政策的目的によるものに限られるべきものだ

ということを強調して、電気通信事業法やプロバイダ責任制限法4条の規定による保護を制約するだけの公益上の必要性があるとはいえないということに締めくくっています。この部分は一般的に条例であれ、法律であれ、かなり難しいということが強調されているように読めると思います。ここの本来の文脈は2の見出しにあるように、あくまでも本件条例の第5条第1項の公表制度の下で、それを前提として公益上の必要性があるかどうかという点について述べているところだと思いますので、そういった観点からすると、むしろ(1)のところでも述べた、3頁の1番下のcと4頁のdで述べているような事柄、すなわちcについては、表現活動がヘイトスピーチに該当する旨についての認識を公表して、市民の理解を深めることを目的としているということ、このことからすれば当該表現活動を特定すること、また一定の社会的実態を有するところのいわゆるハンドルネームを特定することで十分にその目的を達せられているのではないかということ。それからdについては、公表による抑止効果も考えられるけれども、それはあくまで付随的な目的に留まるということ。このcやdの目的からすれば、氏名を取得する必要性がそもそも乏しいのだというところを、もう少し強調した方が本来の趣旨にあっているのではないかと思います。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。事務局の方でもし異存がなければ、今、角松委員がご提案になったような形で、この表現ぶりについて、ご検討いただければと思います。

○平澤室長 わかりました。2(1)のc、dの部分を踏まえた形で、中身の修正をかけたと思います。ありがとうございます。

○坂元会長 その他、特に、1から3までについてご意見はありませんか。はい、それではないようですので、資料1「今回の論点」ということで、事務局の方から説明を頂戴したいと思います。

○平澤室長 引き続きまして、資料1の5頁の下の部分「今回の論点」ということで、4、先ほど最後に申し上げた市民の行動の支援ということで、具体的な支援措置の枠組みにつきまして、ご意見をいただきたいと思います。まず、ひとつめ(1)のアの「目的」の部分でございます。

こちらにつきましては、サイト投稿に係るヘイトスピーチによる被害者が、権利回復を求めようとするとき、プロバイダ等が、請求に応じないときには、開示請求訴訟を提起して勝訴判決を得た上で、損害賠償請求等を行うことになるということで被害者側が多大な負担を強いられるといった実態が指摘されております。そういったことに鑑みまして、サイト投稿に係るヘイトスピーチによる被害者の支援措置ということで、大阪市が表現活動者の氏名等の情報をプロバイダ等から取得し、被害者に提供することによって、被害者の負担を軽減する、ということ支援措置の目的としてはどうかということと考えております。この背景といたしましては、これまでの審査会の審議、議論を取りまとめた上でございませうけれども、条例5条第1項の規定による公表目的として、氏名情報を取得すると

いうことは、電気通信事業法、プロバイダ責任制限法の規定に違反するという  
ことで取得ができないということで、そうなりますと、氏名取得の方策としては、  
先ほども説明いたしました但し2つ考えられる。そのひとつの、ヘイトスピーチを  
禁止するということについては、いろいろと課題もあるということで、この答申  
においては、踏み込まないということになっております。もうひとつの方策とし  
ましては、被害者の行動を支援するという方策でございます。条例の第1条の市  
民等の人権擁護、ヘイトスピーチの抑止を図るという観点から考えますと、プロ  
バイダ責任制限法等の既存の法的な枠組みの中でのヘイトスピーチによる被害者  
の支援措置ということで、大阪市が、氏名等の情報をプロバイダ等から取得して  
提供する。それによって、先ほど申し上げましたような、被害者の訴訟に係る負  
担を軽減するということが措置の目的として整理するという形ではいかがかと考  
えております。この目的につきまして、ご意見をいただければと思います。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。4（1）「支援措置の基本的枠組み」の  
ア「目的」ということで、今、事務局の方から説明を頂戴しましたが、この内容  
について何かありますでしょうか。

ないようですので、次のイ「対象者」に移りたいのですが、対象者の場合は、  
a、bというふうに分かれていますので、まずはaについてご説明いただいて、  
委員からのご意見を頂戴したいと思います。宜しくお願いいたします。

○平澤室長 それではまず、対象者につきましては、この間の議論として、サイト投稿に係  
るヘイトスピーチによる被害者、いわゆる権利侵害をされた者ということで、ご  
意見をいただいておりますかと思っております。その上で、対象者をどのように限定して  
いこうかということで、aで論点を出しております。今回、書いておりますとお  
り、条例第5条第1項の公表制度というのが、ヘイトスピーチに関する市民の関  
心と理解を深めるということを目的としておりますけれども、今回は活動支援目  
的ということで、支援措置については、被害者の権利回復のための活動支援とい  
うという目的になっております。ですので、公表制度ではかなり広く対象者を設  
定しておりますので、本市区域内に居住する者又は通勤・通学する者や市民又は  
人種若しくは民族に係る特定の属性を有する市民により構成される団体というも  
のを、市民等という定義をしておりますけれども、今回の支援措置の対象者とい  
たしましては、これをさらに限定的に考えていくのかどうか、あるいは、対象者  
をもし限定的に考えていくとすれば、どの範囲に限定していくというのが妥当で  
あると考えられるのかということ、その点につきまして、ご議論いただきたいと  
考えております。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。確かに、今回の目的は、大阪市が権利  
侵害を受けた個人を支援するということですがけれども、大阪市による支援である  
ということに鑑みれば、ひとつの考え方としては、納税者であることを要件とす  
るというような形で、原則的に大阪市民に限るというのも、一定の合理性がある  
ように思われますけれども、この点にこういうふうに限定するのがいいのかどう

か、委員の皆さんのご意見を頂戴したいと思います。どなたからでも、結構です。

○松本委員 今の問題提起に関しましてですけれども、私は、これはどちらの考え方もありうるのではないかと考えております。どちらとも言いますのは、対象者を限定して、狭い意味での大阪市民に限るという考え方でいく場合と、それからそうではなくて、従来の市民等の解釈どおり、広い意味で、大阪市と関わりを持っている市民等を広く対象にするという考えの両方考えられる。審査会としては両論併記的な考え方でいいのではないのかなというふうに思います。対象者を限定するかどうかというのは、結局のところ、政策的に決められるべきことでありますので、ここで結論を出さなくてもよいと思うのです。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。この点について、何か他の委員からありますでしょうか。それでは、今、松本委員からありましたですけれども、委員会としては両論併記でいいのではないのかという形にしたいと思います。それでは、bの方について、説明をお願いいたします。

○平澤室長 それでは、bの方にまいります。こちらにつきましては、権利侵害性及び情報提供を求める正当な理由に関する要件ということでございますけれども、これについては、権利回復の行動をしようとするものを支援することを目的として支援するということからしますと、プロバイダ責任制限法第4条第1項と同様にすると考えられるのかどうかということで提起をさせていただいております。前回の議論におきましても、具体的権利侵害性につきましてプロバイダ責任制限法第4条第1項のその点と全く同じなのかどうかという点は、議論が必要ということで、ご提起をいただいていたところでもございましたところですが、先ほど申し上げましたとおり、プロバイダ責任制限法等の既存の法的枠組みの中で、権利回復の行動をしようとするものを支援するという措置の目的でございますとか、プロバイダ等が実際の開示の判断をする際には、プロバイダ責任制限法でカバーされていない場合にも、開示するかどうかといった点も問題になるのかどうか、こういったことも踏まえまして、こちら記載のとおり整理させていただいているところです。この点につきまして、ご意見をいただければと思います。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。只今の権利侵害性、それから情報提供を求める正当な理由に関する要件というのが、プロバイダ責任制限法第4条1項とどういうふうに結びつくかどうかということについて、事務局から説明がございましたけれども、今の権利侵害性その他につきまして、特にご意見等がありましたらお願いいたします。濱田委員どうぞ。

○濱田委員 権利侵害性については、結論としてはプロバイダ責任制限法上の要件と同一の形で考えればよいのではないかなというふうに思っています。プロバイダ責任制限法において実体法上権利を侵害されたという方が、その権利侵害の回復のために、氏名等の情報を取得することが正当化される場合に、開示請求を認められて

いるという形になっていると思いますので、本件に想定する支援制度においても、そういった具体的な権利侵害があるということを想定して、その回復のために必要な形での請求を正当な理由があるものというふうに考えるべきではないかと思えます。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。プロバイダ責任制限法と同様に考えるというご意見であったと思えます。その他、はい、松本委員どうぞ。

○松本委員 今回の濱田委員の議論に続ける形で言わせていただきたいのですが、権利侵害性の要件というものをどう考えるかという点については、非常に重要な要件であり、この要件を満たしているからこそ、個人情報である発信者情報の提供ということも可能になるというふうに理解できるわけです。そもそも、個人情報を第三者に提供するという場面では、不法行為の問題が生じる可能性があります。ひとつ紹介させていただきたいのは、最高裁判所が扱った比較的有名な事件ですけれども、昭和56年の「前科照会事件」という事件です。そこでは、京都市の中京区が弁護士会の個人情報の照会制度において、個人の前科情報を提供したということの合法性が問題になったわけであり、その制度にのっとって個人情報の照会をしたというわけであり、結果的に最高裁は京都市中京区による個人情報提供行為は、不法行為なのだというふうに判断したんですね。これは、前科という個人情報が非常にセンシティブで、いかに正式な制度にのっとったものであっても、漫然と提供するというのは許されないのだという判決でした。この判決は今回の大阪市の新しい仕組みを考えるべき上においても参考になるのかなと思えます。今回考えられるのは、ひとつはプロバイダから大阪市に対して、個人情報としての発信者情報が提供される場合。この場合、センシティブな個人情報を漫然と提供してはならないという要請は、プロバイダに対して向けられることではありますけれども、大阪市の仕組みを信頼してプロバイダは個人情報を提供しますので、後から漫然とした提供だったと指摘され不法行為に問われると思うと、プロバイダとしても快く提供に応じられない、非常に難しいということになりかねません。そうならないためにも、権利侵害性の要件というのは、しっかりと考えておく必要があるということかと思えます。それから、もうひとつ、これはまだ議論に出てきておりませんが、大阪市の手持ちの個人情報の中には、場合によっては対象者に大阪市が提供できるものもあるかもしれない。プロバイダから得た発信者情報と合わせて、大阪市の手持ちの個人情報を提供することで、対象者に便宜を図るといったことがあるかもしれない。この場合は大阪市自身が個人情報の提供者でありますので、もしそういう仕組みを考えるのなら、という仮定の話ではありますけれども、その場合も漫然とした提供にならないようにしないといけないと思えますので、ここでも権利侵害性の要件をきちっと考えて行く必要があるということではないかと思いました。以上です。

○坂元会長 どうもありがとうございました。先ほど、ご紹介いただいた京都市中京区のケースは、弁護士法第23条の2という、法律に基づく照会だったのだけれども、その前科について京都市中京区が回答したことが、最高裁で、漫然と情報を与えるようなことをしてはいけないという判決が出たということです。その意味が、今松本委員のご説明ですと、それはプロバイダにも向けられるし、大阪市が手持ちの個人情報を提供するというような場合にも、大阪市にも向けられるということです。そうした個人情報の提供の仕組みを考えるという意味では、こうした判決に留意しながら、我々が検討していく必要があるのだというご指摘であったと思います。その他、はい。小野委員どうぞ。

○小野委員 関連することで、ちょっと懸念として申し上げたいのですが、権利侵害性の要件を満たすかどうかという判断のために、一体どのような手続きを用意するのかということが問題になると思うのですね。これはやっぱり慎重にしなきゃいけないということで、例えば、対審構造をとって、お互いの主張をぶつけてもらって、それを聞いて判断するところまでやるということになりますと、かなり重い制度運用になってしまいますんで、そちらの方にかなり時間がかかって、そうなると、ヘイトの公表をして目的を達しようとするこの条例の運用に支障が出かねない、となってくるので、その点はちょっとよく考えて、もう少し、軽い制度にするとか、制度設計を考えるほうがいいと思います。

○坂元会長 どうもありがとうございました。我々ヘイトスピーチ審査会、当初の予定よりはるかに多くの回数を開催しながら、申出に対応してはいるわけですが、迅速性による要求というのは、非常に市民の方からも出ておりますので、そういう中で、今議論しているような問題を、仮にその対審制のような形でとったりすると、さらに我々審査会の調整審議に負担になるということも考えていく必要があるという、こういうご意見であると思います。

よろしいでしょうか。はい。それでは次の説明にさせていただければと思います。

○平澤室長 ありがとうございます。要件の判断につきましては、頂いたご意見を踏まえまして検討させていただきたいと思います。続きまして、6頁のウの部分でございます。「取得・提供する情報の範囲」ということですが、こちらにつきましては、取得・提供する情報の範囲は、プロバイダ情報責任制限法第4条第1項と同様とすると考えられるのではないかと考えております。プロバイダ責任制限法におきまして、投稿サイトの運営者といいますのは、氏名、住所等の情報を有してない場合が多いといったことも聞いておきまして、発信者の特定に繋がり得る情報ということで、IPアドレスですとか、タイムスタンプといった情報も、対象となっております。支援の措置の枠組みにつきましては、プロバイダ責任制限法等の既存の法的枠組みの中で、権利回復を行動しようものを支援するということが目的としておりますことから、やはり情報の範囲につきましてもプロバイダ責任制限法第4条第1項と同様とする、という形にしてはどうかと考えております。

この点について、ご意見をいただきたいと思います。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。ウの「取得・提供する情報の範囲」については、プロバイダ責任制限法4条1項と同様とするということについて、何か、委員の中でご意見はありますか。もしなければ、次のエの「提供情報の目的外利用の禁止」について、説明をお願いいたします。

○平澤室長 では、引き続き、エの「提供情報の目的外利用の禁止」ということです。こちらにつきましては、プロバイダ責任制限法第4条第3項で同様の規定がございますけれども、目的外利用の禁止といった規定を設けることについては、どのように考えるべきか、という点についてご意見をいただきたいと考えております。こちらは、前回の審査会でも、こういった氏名情報が、いわゆる私的制裁といえますか、社会的制裁のために用いられることにならないようにする措置が必要であるということで、一つの方法としましては、現在のプロバイダ責任制限法にございますように、目的外に使用した場合には、不法行為を構成するということを条例に明記しておくことも考えられるのではないかと考えております。この点、整理させていただきましたけれども、それ以外にも大阪市が発信者情報の提供に関与したということになりますので、その大阪市の責任を全うするためには、どのような方策が考えられるのか、という点につきまして、こちらでご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。確かに今、個人情報を提供したことによりまして、その発信者から、個人情報保護に対する侵害を、大阪市を被告として訴えるというようなことも考えられないわけではないわけですから、目的外利用の場合に、どのような形で、制度設計をしていくのかということが、かなり重要な論点になるだろうというふうに思います。この点については、いかがですか。私的制裁として、個人情報がホームページで掲示される等というようなことがあっては一番いけないわけですから、そうした点を踏まえて、どうやって、そういう行為を阻止するのかという制度設計が必要だと思います。委員の中で、この件について何かないでしょうか。

○角松委員 よろしいでしょうか。私は、プロバイダ責任制限法第4条第3項の規定と同じようなものを設けることは望ましいのではないかと思います。他方で、論理的には罰則を設けたりすることも一応考えられるのですが、やはり制度設計として、違和感がある。そもそも仮に、罰則を設けたとしても、あんまり実効性がなないんじゃないのかなと考えていたところです。プロバイダ責任制限法でも、第4条第3項で「不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない」とあるわけですが、実際にはそれが守られないということもあり得るわけで、かといって、法はそれに対して罰則を設けるようなこともしていないという現状なわけですから、大阪市の制度だけで罰則を設ける必要性もあまりないのではないのかとは思いますが。とはいえ、一応検討としては、現在プロバイダ責任制限法の下でこういった問題が実際に起こっているのかどうかということ、それか

ら大阪市で今回導入する制度がプロバイダ責任制限法における開示請求と何か違う性質を持っているのかという点は、検討しておく意味はあるのかなというふうに考えております。

○坂元会長 はい。どうもありがとうございました。今の角松委員のご意見にございましたように、プロバイダ責任制限法、それ自体は罰則を設けているわけではないので、大阪市の制度だけ罰則を設けるといことはいかなものかということかと思ひます。その他、何かご意見ございますか。

○松本委員 私も、同様に考えます。この目的外利用への対処というのは、なかなか、難しい問題だと思ひております。そもそも今回考えようとしてゐる新しい仕組みの下では、対象者に対する信頼が前提になつてゐるのでしょうか。対象者は、権利侵害を受けた被害者ですし、その被害者の権利回復を支援するという目的で、大阪市が発信者情報を取得し、それを対象者に提供することは、対象者と大阪市との間の信頼関係を前提にせざるを得ないということかと思ひます。しかしその対象者がいわば大阪市の信頼を裏切る形で、目的外で個人情報を利用したとなりますと、それに対して大阪市が何もしないというのだと、制度としての信頼性が問われるのではないのかという感じもいたします。けれども、私もさすがに罰則を科す、あるいは、罰則も内容によるかと思ひますけれども、罰金ということになると、大阪市と対象者との関係がねじれてきて、なかなか運用が難しくなつてくると思ひるところもあります。しかし、その制度としての信頼性を守るとい観点から、なんらかの、目的外利用に対する対処の仕組みというのを考えていくといことは、必要ではないのかなというふうに考えます。

○坂元会長 はい。どうもありがとうございました。目的外利用が生じた場合に、大阪市の制度として、何もしないとい対処は難しいだらうけれども、罰金というのは、ちょっとそこまで踏み込むといのは、問題であらうといふふうに思ひます。その他、ないでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○小野委員 実務上の工夫という程度の問題かもしれませんが、罰則といことは違和感がありますので、氏名情報を渡すときに目的外使用をしないといことの誓約をしていただく。書面で提出していただくとかの工夫ですね。そういった実務上の工夫をなんらかされるといことは、可能であるし、必要ではないかといふふうに思ひます。それから、仮に目的外使用で罰則とい話で、仮に罰則を科すとしても、例えば、発信者情報を求めてくる法人とか団体の場合に、その罰則といのはどれだけ、意味があるのかとい点も違和感があるもうひとつの問題として気になるのですけども。

○坂元会長 はい。今、小野委員の方からは、氏名情報を渡す際に、目的外利用しないとい誓約をしてもらうといことが、ひとつの方策としてあつたと。それから、仮に罰則を科すとしても、団体に対する罰則といものがどのくらい実効性があるのかとい点が、ご指摘があつたと思ひのですが、その他、何かよろしいでしょうか。はい、角松委員。

○角松委員 罰則についてですが、先ほど、実効性がないと申し上げたのですが、今、小野委員がご指摘された、団体に対する罰則を加えたとしても、もし例えば、氏名を取得した人が、私的な制裁の目的で一般に公表することを選んだ場合、実際問題として、例えば匿名でそういうことを公表できるところに上げてしまった場合は、現実に見つけるのは、ほぼ不可能になるのではないかなと思いますので、そういう意味では、実効性がないのではないかなと思いました。

○坂元会長 はい。どうもありがとうございます。我々は、匿名によるこのヘイトスピーチの問題で、氏名の公表というのがひとつあり得るのではないかということで、今、議論をしているわけですが、氏名を提供したら、今度はまた匿名で、そういうふうなものがホームページ上に載ってしまうという、非常に悩ましい点が、今角松委員からご指摘ありました。他にはよろしいでしょうか。

それでは、この目的外利用について、様々なご意見を頂戴いたしました。非常にセンシティブな問題ですので、これからも、議論については慎重に検討していきたいと思っております。それでは、続きまして、「電気通信事業法及びプロバイダ責任制限法との関係」についてのご説明をお願いいたします。

○平澤室長 続きまして、6頁の(2)の部分の説明に移らせていただきます。それにつきましては、先ほど「制度の基本的な枠組み」について、説明をさせていただきましたけれども、それも踏まえまして、徳島市公安条例事件で、最高裁が示しました条例制定の範囲についての基準に沿って、条例の制定が可能かどうかというあたりを、こちらの方でまとめさせていただいております。まず、最初、「規律対象及び規律目的の同一性について」というところですが、対象につきましては、電気通信事業法、プロバイダ責任制限法も同一であると、目的につきましては、電気通信事業法とは異なるが、プロバイダ責任制限法とは同趣旨であると考えられるという形で整理をさせていただいております。(イ)の部分では、電気通信事業法との関係について整理をさせていただいておりますけれども、プロバイダに対しまして、氏名等の情報の提供を義務づけるという場合におきましては、電気通信事業法第4条の目的効果を阻害しないとは言いがたい。一方義務づけではなくプロバイダ等の任意に基づいて取得するというのであれば、目的・効果を阻害するとは言えないということではないかということでもとめておるところでございます。また、cの部分ですが、取得するといいたしましても、取得は目的を達成する必要がある場合に限定されるということで、取得した情報につきましては、被害者に伝えるにとどまる。当該情報を、公表するということは、電気通信事業法の目的効果を阻害するということになると考えられるということでもとめております。で、(ウ)の部分ですが、プロバイダ責任制限法第4条との関係ということで、こちらの関係の整理をいたしましたところ、プロバイダ責任制限法第4条の規定というのは、あくまで一類型を定めたものであって、大阪市が、いわゆる被害者の行動を支援するという目的で、氏名等の情報を取得することについて排除しているとまでは言えないと考えられるということで、

ロバイダ責任制限法と同様の目的で、プロバイダ等から任意に情報を取得するという点については、許容範囲内と考えられる、ということでもとめさせていただいております。それにつきまして、特にご意見ございましたらいただきたいと思っております。

○坂元会長 はい。今、事務局の方から説明がありましたけれども、その点については、特に委員の方から何かありますでしょうか。ないようですので、引き続き、ご説明をお願いいたします。

○平澤室長 それでは続きまして、8頁でございます。(3)「本件方策に取るに当たっての留意点」でございます。それにつきましては、前回の審査会におきましても、プロバイダ等に情報提供を求めていくということにつきましては、公平性、客観性を担保するための仕組みが必要ではないかというご意見をいただいておりますところで、そのご意見を踏まえまして、対象者の認定にあたりましては、「客観性・専門性の確保の観点から審査会その他の学識者で構成される機関の意見聴取を要件とすべきではないか」ということで整理をさせていただきました。この点について、ご意見がございましたら頂きたいと思っております。

○坂元会長 はい、今、ご説明がありましたけれども、支援措置の対象者の認定にあたっては、客観性、あるいは専門性の確保の観点から、審査会等から意見を聴取するという点を要件としたいという説明でございました。この点、特によろしいでしょうか。この点は、前の意見でもあったと思っておりますので、それでは次の「大阪市個人情報保護条例との関係」について、お願いします。

○平澤室長 それでは、最後、(4)「大阪市個人情報保護条例との関係」についてでございます。前回の審査会におきましても、大阪市が発信者情報を取得して、ヘイトスピーチの被害者に提供するということが、個人情報保護条例の本人収集の原則ですとか、目的外使用の原則に抵触するということになるけれども、いずれの場合につきましても、法令等の定めがある場合にはこの限りではない、との例外が個人情報保護条例に設けられているということがございますので、ヘイトスピーチ条例で新たな発信者情報取得に根拠規定を設けるといのがあれば、個人情報保護条例との抵触の問題というのは解決できるのではないかと、いうご意見をいただいたところではございまして、その方向で、今後整理をしてみたいと考えておりますけれども、この点につきましては、ご意見いただければと思っております。先ほど、松本委員の方からご提案がございましたけれども、大阪市が、元々保有している情報についてどう考えるかといったことも、ちょっと論点になってくるのかなと考えておりますので、その点も含めまして、ご意見ありましたら頂きたいと思っております。

○坂元会長 はい。どうもありがとうございました。この個人情報保護条例との関係について今、ご説明いただきましたけれども、特にご意見等ございますか。

○松本委員 大阪市個人情報保護条例との関係という点についても、やはりクリアにしておく必要はあるのではないかと考えております。前回の会議のときにも申し上げた

のですけれども、参照条文にあります、大阪市個人情報保護条例の第6条第3項と第10条第1項、これが今回の議論に関連するのかなというふうに考えております。このうち、第6条第3項の方は、本人収集の原則を定めた規定でありまして、本人収集の原則の例外として、本人以外から個人情報を収集するという、具体的に申し上げますと、プロバイダから、個人情報を収集する、これが許されるかという話であります。この点については、今回条例改正によって、ヘイトスピーチ条例の方に何らかの規定を設ければ、第6条第3項についてはクリアするのかなというふうに考えています。ただ、ちょっとややこしい問題があるのかなと思うのは、第10条第1項の方でありまして、第10条第1項の方は、大阪市が手持ちの個人情報を目的外に利用してはならないという規定であります。今回新しく設ける可能性がある制度で大阪市の手持ちの個人情報を対象者の方に提供するという場面において、個人情報保護条例第10条第1項との抵触を避けようと思えば、ヘイトスピーチ条例の方に、こういう個人情報の開示提供に関する特別の仕組みというものを新たに設けておく必要があるんじゃないのかなと思います。この点については、内容についても一定議論をした上で、新たに規定を設けるということを考える次第です。

○坂元会長 はい。どうもありがとうございました。大阪市個人情報保護条例との関係について、これをクリアするためには、ヘイトスピーチ条例に新たな規定を設ける必要があるのではないかというご指摘であったと思います。その他、何かありますでしょうか。はい、濱田委員。

○濱田委員 今、松本委員がおっしゃられましたご意見を補足するような形になるのかなと思うのですけれども、この今想定している制度の中で、取得した情報を提供する場合に、条例上新たに規定を設けておく必要があるということに加えて、情報を取得した場合に、その取得することを繰り返すと、一定複数の情報が蓄積されていく中で、その過去に例えば取得した情報と、その都度申出があったことによって取得しようとする情報とか、そういったもの組み合わせによって情報の提供ができるような場合というのが、この制度を想定する場合に考えられると思うのですけれども、そういった場合に既存の情報との組み合わせによって提供することがあったら、提供することはいいのかどうかということについて、検討しておく必要があるのではないかというふうに思いました。

○坂元会長 はい。どうもありがとうございました。情報提供については明確に考えることについては必要であるというご意見であると思います。その他、ありませんでしょうか。はい、それでは只今、特に本日の論点4につきまして、各委員から意見を頂戴いたしましたので、事務局において内容の整理をお願いしたいと思います。

以上で、議題（1）の「ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市として取りうる方策に係る調査審議」は、終了いたしました。これ以降は、非公開での調査審議を行いますので、恐縮ですが、傍聴の方々および、報道

機関の方々には退室していただきますようお願いいたします。

【 傍聴者・報道機関 退席 】

<以下は非公開で調査審議>

議題（２）個別案件の調査審議

【新規案件（２件）の調査審議（概要聴取）】

- 新規案件２件の諮問を受け、事務局から内容の説明を受けた。
- 今回は概要聴取にとどめ、次回以降引き続き審議することとした。

【第 18 回会議要旨の確認】

- 第 18 回の会議要旨を確定した。

以上